

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(現行相当) サービスコード表(R7.4～)

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

サービスコード		サービス内容(略称)	算定項目			合成	算定
種類	項目					単位数	単位
A2	1121	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月
A2	2121	訪問型独自サービス11日割			日割りの場合	39	1日
A2	1221	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月
A2	2221	訪問型独自サービス12日割			日割りの場合	77	1日
A2	1331	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月
A2	2331	訪問型独自サービス13日割			日割りの場合	123	1日
A2	2421	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回
A2	2521	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2631	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2	G221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月
A2	G230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	-1	1日
A2	G222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		-23	1月
A2	G223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	-1	1日
A2	G224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月
A2	G225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合	-1	1日
A2	G226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		-3	1回
A2	G227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	G228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	G229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	-1	1日
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		-23	1月
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合	-1	1日
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割りの場合	-1	1日
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		-3	1回
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位の 10% 減算		1月
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位の 12% 減算		

A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位の 15% 加算			1月
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位の 15% 加算			1日
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位の 15% 加算			1回
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域における小規模事業所加算	所定単位の 10% 加算			1月
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位の 10% 加算			1日
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位の 10% 加算			1回
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	所定単位の 5% 加算			1月
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位の 5% 加算			1日
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位の 5% 加算			1回
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算	200 単位加算		200	1月
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 1回
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等 処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算	1月
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の76/1000 加算		

【色分けルール】・水色→新設 ・黄色→変更 ・灰色→廃止